

地方統計機構等からの要望（抄）

○都道府県統計協議会要望

(1) 平成25年度

【最重点要望事項】

I 平成26年度大規模周期調査の円滑な実施

平成26年度には、経済センサス - 基礎調査と商業統計調査の同時実施、全国消費実態調査、農林業センサスという大規模周期調査、平成27年国勢調査の試験調査、調査区設定業務が予定されている。このため、縮小が続く地方統計機構において実査業務が錯綜し、調査を円滑に実施することは非常に困難である。多くの市区町村においては、統計調査に携わる職員が他の業務を兼務しており、調査業務が輻輳すれば、当該調査の精度を維持することも難しい。

そこで、各省は、平成26年度実施予定の全ての大規模周期調査の実施に当たり、報告者の負担軽減及び地方業務の平準化を実現し、調査員を確保するとともに調査精度を維持できるよう、地方の調査環境の厳しい実情を踏まえ実現可能な調査方法とすること。また、地方へのきめ細かい情報提供及び意見聴取を行うこと。

(2) 平成26年度

【最重点要望事項】

I 地方統計機構経由で実施する周期調査の年度間業務平準化について

実査業務等を担う地方統計機構は、正確かつ円滑な統計調査の実施のために重要な役割を果たしており、今後とも信頼性のある統計調査を継続していくためには、安定した調査体制を維持していくことが不可欠である。

しかし、その中核となる都道府県の統計専任職員定数や統計調査事務地方公共団体委託費は過去10年で約2割、また、市区町村の統計従事職員数は3割以上も減少するなど、弱体化が深刻となっている。

さらに、多くの市区町村においては、統計調査に携わる職員が他の業務を兼務している状況があり、調査業務が輻輳すれば精度を確保することは極めて困難となる。

このような危機的状況に鑑み、周期調査の実施に当たっては府省横断的・調査横断的な視点から、地方業務の年度間平準化を図るとともに、地方の調査環境の厳しい実情を踏まえた調査設計を行うこと。また、その際には特に、平成26年度大規模周期調査等の実施結果を十分に検証し、その内容を反映したものとすること。

○大都市統計協議会要望

(1) 平成25年度

【重点要望事項】

1. 円滑な統計調査の実施に向けて

統計調査を巡る諸状況はあらゆる面で転換点を迎えており、これらは実査を担う大都市に大きな影響を及ぼすものである。

については、これらの検討等を進めるに当たって、次の事項について実施することを強く要望するものである。

(4) 地域の実情等に応じて、調査方法の抜本的な改善を検討すること

調査員の確保は厳しくなり、さらに調査結果においても不詳となるデータが増加し、調査員調査を全国一律に実施するのが困難な実情に鑑みて、地域の実情等に応じた調査方法がとられるよう抜本的な改善を検討すること。

4. 各種統計調査の調査周期・調査方法の見直し

貴省及び経済産業省が、経済センサスの創設等に伴い各種統計調査の調査周期・調査方法のあり方について検討を行っていることは、記入者負担の軽減、市区町村事務負担の平準化等の観点から望ましいことと思われるが、検討に当たっては次の点に留意すること。

また、それに加え、市区町村の事務負担が増えている現状及び各都市の規模や地域ごとに調査実施のための事情が異なることを踏まえ、全国一律の事務処理の枠組みではなく、地域の実情に応じた事務処理が可能となるような見直しについても検討すること。

(2) 市区町村事務の平準化を図ること

各調査の周期のあり方や実施年度を見直す際には、各年度の市町村事務の平準化を図るため、調査の実施規模も考慮の上、同一時期に大規模調査を集中させないよう十分に配慮すること。

なお、新たな調査の創設や調査の平準化を図る際には、事業所系調査だけでなく、世帯系調査や準備調査、試験調査の実施時期も含めて、総合的に判断し、調査のスクラップ・アンド・ビルドも考慮すること。

【個別要望】

II 個別調査に関する要望事項

1. 平成26年経済センサス-基礎調査

平成26年経済センサス-基礎調査と平成26年商業統計調査の同時実施に当たって次の事項を要望する。

(3) 調査員調査を縮小し、調査員数を抑制すること

調査員の確保が困難になっている現状を踏まえ、本社一括調査を積極的に採用する等、調査員調査の対象範囲を縮小して、必要となる調査員数を抑制する調査方法を検討すること。

なお、調査員調査の対象範囲を縮小した結果、市区町村の事務負担を増加させることのないようにすること。

(4) 調査員事務を極力単純化すること

調査員の確保が困難であり、かつ高齢化している現状を踏まえ、調査員事務を極力単純化すること。

(2) 平成26年度

【重点要望】

1. 円滑な統計調査の実施に向けて

(4) 地域の実情等に応じて、調査方法を抜本的に改善すること

調査員の確保は厳しくなり、さらに調査結果においても不詳となるデータが増加し、調査員調査を全国一律に実施するのが困難な実情に鑑みて、地域の実情等に応じた調査方法がとられるよう抜本的に改善すること。

○近畿都市統計協議会要望

・平成25年度

【重点要望】

1. 統計調査の抜本の見直しについて

(1) 調査の統廃合や調査の時期、調査項目の簡素化等について、各省庁との調整や見直しを図っていただけているということであるが、現場ではまだ多くの不満の声があがっている。また、各調査の必要性、データの確保についても各省庁間での提供を行う等、十分精査をしていただき、調査客体の立場に立って快く調査に協力していただけるよう改善していただきたい。

特に、平成26年度の基幹統計調査の実施については、実施される調査が多く調査時期が重なるため、市区町村の実情を踏まえた上で、実施時期、実施内容、調査の統合・廃止・中止等について配慮いただき、市区町村の負担を軽減していただきたい。

具体例として、全国消費実態調査・農林業センサスを市町村経由としない、などを要望する。

(2) 近年の調査活動は年々困難が増している。特に個人情報保護法が施行されてからは、調査客体からの拒否や調査に対する疑義が多く、調査員・指導員・市区町村には大きな負担となっている。

このような状況のもと調査員の確保は厳しくなり、さらに調査結果においても不詳となるデータが増加し、調査員調査に限界を感じている。統計法等関係法令の改正を行い、行政記録情報の直接利用、郵便網を活用した郵便調査、各省庁から直接民間団体等への調査委託を行う等、調査方法の抜本的な改善を検討していただきたい。